

長 総 第 1 1 3 号
令 和 3 年 2 月 1 6 日

長崎市議会議長 井 上 重 久 様

長崎市長 田 上 富 久



新型コロナウイルス感染症対策に係る要望等に対する回答について

令和3年1月21日付け議総第421号及び令和3年2月2日付け議総第430号による新型コロナウイルス感染症対策に係る要望等につきまして、別紙のとおり回答いたします。



1 感染拡大防止策について

番号	要望等の要旨	方向性等
1	<p>1 1 回目要望</p> <p>2 通所介護事業所従事者へのPCR検査は実施するが、介護事業者や従事者等からの要望を聞き、さらなる負担軽減のため長崎市において支援を検討すること。</p>	<p>■感染者のうち入院中の感染者に占める高齢者の割合が高くなっており、高齢者施設でのクラスターを未然に防止し、医療病床の圧迫を防ぐため、効果的な対策となるよう、1月に補正予算を専決処分させていただき、通所介護事業所の従事者約2,300人に対して、一人につき毎週1回の定期検査を1か月間実施することとしており、1回目の検査結果はすべて陰性となっている。</p> <p>■他の介護事業者への支援については、長崎県において新規入所者に対する検査への支援もあっており、上記通所介護事業所の検査結果等を検証したうえで、適宜適切に判断していきたい。</p>
2	<p>1 1 回目要望</p> <p>5 感染患者が増加していることから、患者の移送支援については、民間の力を借りることなども検討し、体制の整備に努めること。</p>	<p>■患者移送については、救急車による入院医療機関への搬送のほか、感染が疑わしい方のドライブスルー方式の長崎地域外来・検査センターへの移送などは、公用車2台を使用し市職員が実施している。</p> <p>■患者移送の民間委託については、事業者にも相談をしているが、人員体制や風評被害への懸念など様々な課題があり、検討を続けている。</p>
3	<p>2 2 回目要望</p> <p>1 感染拡大防止策について</p> <p>(1) 検査数拡充のため短時間で結果判定ができるLAMP法等のさらなる活用や他都市で導入しているデリバリー型PCR検査などの保健所の負担軽減策を検討すること。</p>	<p>■ドライブスルー方式の長崎地域外来・検査センターではLAMP法による検査を行っており、令和2年10月には検査需要の増加を見込み、検査機器を1台追加して計3台とし、検査能力の増強を行っている。</p> <p>■長崎市保健環境試験所においては、PCR検査機器に加え、令和2年度中に新型コロナウイルス感染症に対応できるLAMP法検査に必要な装置を更新するなど、検査能力の強化を図っている。また、LAMP法検査を実施している長崎大学熱帯医学研究所とは、クラスター発生時や昨年12月の飲食店での一斉検査などで連携を図っている。併せて、迅速な検査が可能な抗原検査キットの効果的な活用についても検討しており、2月議会に補正予算を計上している。</p> <p>■デリバリー型PCR検査については、寝屋川市で導入されており、報道によると、その仕組みとしては、外出困難な検査対象者などの自宅にバイク便で検査容器を配達し、その後、保健所職員が自宅まで回収に行き、検査機関まで配達するものとなっている。長崎市でも必要に応じ、自宅などに伺って、その場での検体回収を行っているが、バイク便を活用した検体回収については、寝屋川市で実施している現況、効果や効率性を確認しながら、その必要性について精査していきたい。</p>

番号	要望等の要旨	方向性等
4	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2 回目 要望</p> <p>1 感染拡大防止策について</p> <p>(2) 不特定多数の人が多く集まる場所（駅など）や民間企業等へのサーモグラフィーなどの導入に係る補助制度を検討すること。</p>	<p>■感染拡大防止策としてのサーモグラフィーなどの導入については、国、長崎県の動きがあつていることも踏まえ、その動向を注視していく。</p> <p>■国では、「生産性革命推進事業」の「持続化補助金」において、新たに「低感染リスク型ビジネス枠」を設け、サーモグラフィーの導入などの感染防止対策への投資についての一部支援が予定されている。（今後公募予定）</p> <p>■長崎県では「新しい生活様式対応支援補助金」により、店舗等の消費者等と接触機会が多い中小企業者等に対し、感染症拡大防止対策の取組みに要する経費の支援として、令和2年4月から10月まで、サーモグラフィーを含む備品や消耗品等の購入に要する経費への補助がなされていた。</p>

2 経済支援策について

番号	要望等の要旨	方向性等
5	<p>1 1 協力金の対象となる飲食店等と取引を行っている業種をはじめ、協力金の対象とならない業種に対する緊急経済対策を速やかに検討し、スピード感を持って実施すること。</p>	<p>■ 1月26日、議長の協力を得て、県知事と県議会議長、市長会と市議会議長会、町村会と町村議長の連名にて国に対し、国が緊急事態宣言地域で実施する一時金について、本県など独自の時短要請を行った区域も対象とすることや、影響業種を限定しない支援を実施すること、かつその減収要件の緩和を行うことについて要望を行った。</p> <p>■ 1月29日に市長が直接行った経済団体や一次産業の団体からの各業界の状況についてのヒアリングを踏まえ、飲食店等に対する営業時間短縮要請や市民への不要不急の外出自粛要請に伴い、経済上大きな影響が生じた事業者（協力金の受給者を除く。）の皆様への新たな支援策を長崎県と連携し、市独自の支援の上乗せや対象範囲の拡大をしたうえで実施するため、2月議会に補正予算を計上している。</p> <p>■ 長崎県独自の緊急事態宣言に伴う協力金については、2月8日から市内の協力店舗からの申請を受け付けており、速やかに審査を行い支給するよう事務を進めている。</p>
6	<p>2 経済支援策について</p> <p>(1) 国の第三次補正予算が成立したことから、同補正予算を活用し、一日も早く不公平感がない支援を行うよう努めること。また、長崎県独自の緊急事態宣言に伴う協力金の速やかな支給を行うこと。</p>	<p>■ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う貸付金制度については、現在、全業種を対象に、一定の売上減少等の条件のもと、日本政策金融公庫等の政府系金融機関による融資をはじめ、国の制度を活用した民間金融機関による信用保証付き融資により、3年間を実質無利子とし、据え置き期間の最長5年を認める手厚い対策がなされ、事業者のほとんどがこの融資制度を利用している。また、令和3年1月19日付けで政府から各銀行等へ無利子融資制度の上限引上げとともに、既往債務の償還時期の繰延などの条件変更のニーズに柔軟に対応するよう改めて要請がなされたことを受け、令和3年2月4日付け市長名でも各銀行あてに同様の要請を行っている。</p> <p>■ 長崎市でも、業種にかかわらず、中小企業災害復旧等支援資金において、感染症に係るセーフティネット等保証の認定を受けた事業者に対する低利での独自の貸付金制度を設けているが、これは、無利子融資制度の上限額を越える資金需要がある場合の活用を想定した制度であることから、今後とも制度の周知に努めたい。</p>
7	<p>2 経済支援策について</p> <p>(2) 飲食店関連取引業者のみならず、売上減少が著しい業種は多岐にわたっていることから、新たな貸付金制度を検討すること。</p>	<p>■ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う貸付金制度については、現在、全業種を対象に、一定の売上減少等の条件のもと、日本政策金融公庫等の政府系金融機関による融資をはじめ、国の制度を活用した民間金融機関による信用保証付き融資により、3年間を実質無利子とし、据え置き期間の最長5年を認める手厚い対策がなされ、事業者のほとんどがこの融資制度を利用している。また、令和3年1月19日付けで政府から各銀行等へ無利子融資制度の上限引上げとともに、既往債務の償還時期の繰延などの条件変更のニーズに柔軟に対応するよう改めて要請がなされたことを受け、令和3年2月4日付け市長名でも各銀行あてに同様の要請を行っている。</p> <p>■ 長崎市でも、業種にかかわらず、中小企業災害復旧等支援資金において、感染症に係るセーフティネット等保証の認定を受けた事業者に対する低利での独自の貸付金制度を設けているが、これは、無利子融資制度の上限額を越える資金需要がある場合の活用を想定した制度であることから、今後とも制度の周知に努めたい。</p>

番号	要望等の要旨	方向性等
8	<p>2 経済支援策について</p> <p>(3) 緊急事態宣言解除後の飲食店等の営業再開に向けて、徹底した衛生管理と感染対策を講じるため関係団体と連携するとともに、安全PR等の周知を図ること。</p>	<p>■関係団体に対し、最新の感染拡大予防ガイドラインの周知や従業員のクラスター発生防止を踏まえた日常の感染予防対策等についての注意喚起を行っている。また、今後も関係団体と連携しながら、飲食店への感染拡大予防対策の依頼と状況の確認を実施し、対策が不十分な店舗に対しては、改善の協力を求めている。</p> <p>■「長崎市新しい生活様式に係るチェックシート」により、事業者の感染防止の取組みについての確認を行い、「尾曲がり招き猫シール」を配布し、店舗に掲示していただいている。この店舗についての紹介を長崎市ホームページに「新しい生活様式」ガイドライン実践宣言店」としてPRしている。</p> <p>■長崎市、雲仙市及び佐世保市の観光事業者等で「team NAGASAKI SAFETY」として、長崎大学の監修を受けた独自の宿泊施設ガイドラインを作成し、実地調査のうえ宿泊施設の認定を行う実践的な取組みを行い、旅行者や旅行代理店に安全安心な観光地としてPRしている。</p> <p>今後、この取組みを観光施設等に拡大するための補正予算を2月議会に計上している。</p>

3 生活支援策と安全安心な暮らしの充実について

番号	要望等の要旨	方向性等
9	<p>1 回目要望</p> <p>3 新型コロナウイルスワクチンの予防接種に向けて、市民が混乱することがないように、医師会等と十分に意見交換・協議を行うとともに、実施にあたっては開業医の協力も必要不可欠であることから、医療体制の整備や接種計画を早急に立て円滑に執行できるように努めること。また、予防接種に係る予防効果等の国からの情報提供については、予防接種後の市民の適切な行動につながることを期待されることから十分に周知すること。</p>	<p>■新型コロナウイルスワクチンの接種方法については、既存の高齢者インフルエンザ予防接種のしくみを活用できることなどから、個別接種を基本とし、状況により集団接種で補完するなどとして医師会と協議を進めている。</p> <p>■また、接種券発行に係るシステムの改修、印刷・封入封緘業務委託やコールセンター運營業務委託は、1月に補正予算を専決処分させていただき、すでに発注を済ませている。</p> <p>■1月25日に国による自治体説明会が開催されたが、具体的なワクチンの供給開始時期や量などは示されていない。今後国からの情報の収集に努めながら、市民の皆様に対して、的確で丁寧な情報発信に努めていく。</p>
10	<p>2 回目要望</p> <p>3 生活支援策と安全安心な暮らしの充実について</p> <p>(4) 新型コロナウイルスワクチン接種について、市民が混乱しないよう丁寧な情報発信に努めるとともに、市民に浸透している情報通信アプリ(LINE)を活用した予約システムの導入など、早急に調査研究し活用を図ること。</p>	<p>■2月下旬に専用のコールセンターを立ち上げ、市民の皆様の疑問やご不安に思われている点などについて、丁寧に対応していきたい。今後、具体的なスケジュールや接種体制などが確定次第、各種媒体を活用し、市民の皆様混乱が生じないよう丁寧な情報発信に努めていく。</p> <p>■現在、接種体制の構築に向けて、医師会等と協議を進めているが、併せて予約システムについても、どのようなシステムがより住民にとって利用しやすいかを念頭に置きながら、LINEによる方法も含め現在調査検討中である。</p>
11	<p>1 回目要望</p> <p>4 コロナ患者対応の病床数の拡充や検査体制の強化に努めるとともに、長崎県に宿泊療養施設の拡充について要望すること。また、感染防止策として例えば全市民にPCR検査を実施するなどの対策が取れないか検討すること。</p>	<p>■コロナ対応病床については、第3波による感染者数の増加を受け、長崎医療圏の最大病床数が125床から140床に増床された。</p> <p>また、長崎医療圏WGでコロナ対応病床の拡充等について情報共有と課題を整理し、その内容に沿って、1月25日に市長名で長崎市内の約480の医療機関に今後の医療体制を維持するための協力要請を行った。</p> <p>今後は、医療機関に対し実施した、医療提供体制維持についてのアンケート結果等を踏まえ、行政と医療界が一丸となって医療提供体制の維持に努める。</p> <p>■宿泊療養施設については、県と協力しながら調整を進めており、1月中旬に長崎医療圏で1ヶ所増設した。今後も感染拡大の状況を見極め、長崎県と調整しながら進めていく。</p> <p>■全市民を対象としたPCR検査については、感染拡大状況や検査の特性を踏まえ、コストと検査体制を勘案しながら、効果的、効率的に検査を実施する必要がある、慎重に見極める必要がある。また、ワクチン接種による感染状況等の変化についても考慮が必要と考える。</p>

番号	要望等の要旨	方向性等
12	<p>2 回目要望</p> <p>3 生活支援策と安全安心な暮らしの充実について</p> <p>(1) 市税、国民健康保険税、保育料、水道料金等の徴収（納付）猶予の期間延長を検討すること。また、市民へ徴収（納付）猶予の制度の周知に努めること。</p>	<p>■これまで、新型コロナウイルス感染症の影響による売上、収入等の急減により納税等が困難となった事業者及び個人の方に対しては、令和2年2月からの1年間を期間として、個人住民税、法人市民税、固定資産税などの市税をはじめ、保育料、市営住宅使用料、水道料金などに係る徴収（納付）の猶予制度を実施しており、令和2年の猶予実績は約6.4億円となっている。</p> <p>■令和3年2月以降の徴収（納付）猶予については、社会・経済情勢や国の動向なども注視しつつ、対象要件等を適切に見直したうえで実施（継続）することとしている。併せて、納付が困難な事業者等の方々に対しては、個々の実情にも十分配慮しながら対応していくこととしており、制度から漏れる事業者等が出ないように、しっかりと周知を図っていきたいと考えている。</p>
13	<p>2 回目要望</p> <p>3 生活支援策と安全安心な暮らしの充実について</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養マニュアルの作成と周知を検討すること。また、自宅療養者の生命を守るためパルスオキシメーターの貸与や買い物支援などの取組みを検討すること。</p>	<p>■近日中に「自宅療養のしおり」を作成し、対象者へ配布するとともに、ホームページに掲載し市民に周知を行う。</p> <p>■自宅療養者へのパルスオキシメーターについては、順次確保しており、自宅療養者には貸与を行っている。今後も個数の確保に努めていく。</p> <p>■買い物支援などの取組みについて、食料については、長崎県が用意した7日分の食料品セットを必要に応じ届けている。トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、不織布マスクの日用品セットも必要時に届けるようにしている。</p>
14	<p>2 回目要望</p> <p>3 生活支援策と安全安心な暮らしの充実について</p> <p>(3) 陽性者、濃厚接触者の療養基準（入院、宿泊施設療養、自宅療養）の周知に努めること。</p>	<p>■入院時は病院や医師の指示に従って療養することになる。</p> <p>■宿泊施設療養については、長崎県においてサポート体制をとっているところだが、療養時のしおり等については宿泊施設療養者に直接渡している。なお、長崎県は近日中にホームページへ掲載するとのこと。</p> <p>■自宅療養については、保健所において年齢や基礎疾患の有無、家庭環境等を確認し判断している。療養時の注意点は、対象者や家族に対して説明している。近日中に「自宅療養のしおり」を作成し、対象者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。</p> <p>■濃厚接触者については、対象者や家族へ健康観察期間中の過ごし方について注意点を説明しており、ホームページにも掲載している。</p>

4 医療機関及び医療従事者への支援策について

番号	要望等の要旨	方向性等
15	<p>1 回目要望</p> <p>6 一日も早い収束につなげるため、市民に対し、感染を拡大させないための具体的な行動を徹底していただくよう、注意喚起や情報発信のさらなる充実に努めること。</p>	<p>■感染を拡大させないための行動の徹底に向けては、これまでに「新しい生活様式」の定着と浸透を図るため、広報ながさき、テレビ、ホームページ、SNS等の市の広報媒体、公共交通機関広告や街頭大型ビジョン等を活用しながら状況に応じた幅広い周知啓発に取り組んできた。</p> <p>■特に、長崎県が1月6日に県下全域を対象に「特別警戒警報」を発令した際には、「長崎市非常事態行動」として、仕事の時や買い物の時などの場面ごとに「感染しない・感染させない」行動を具体的に示し、感染拡大を防止するための行動変容を促した。さらに、1月16日に長崎市を対象として発令された「緊急事態宣言」に当たっては、「不要不急の外出を控える」「さまざまな場面での接触を極力減らす」といった協力を具体的に市民の皆様へ呼び掛けた。</p> <p>■これらの周知啓発に当たっては、市長のメッセージ動画を制作し、市ホームページやSNS等を通じて発信しているほか、街頭大型ビジョンでもメッセージ動画を放映している。さらに、「生活の場面ごとの具体的な対策」をまとめたチラシを公共施設で配布しているほか、広報ながさき2月号への折り込みを行っている。</p> <p>■今後も様々な媒体を活用し、感染状況に応じた広報を行うとともに、報道機関の協力を得ながら情報発信に努めることとしている。</p>
16	<p>2 回目要望</p> <p>4 医療機関及び医療従事者への支援策について</p> <p>(1) 医療従事者やその家族などの風評被害防止のため、長崎やさしいまち宣言のさらなる推進を図るとともに、新たな施策を検討すること。</p>	<p>■「医療従事者等に対して差別やいじめをしません！」「風評被害をなくします！」という「長崎やさしいまち宣言」については、宣言ポスターの配布、広報ながさき、テレビ・ラジオ、街頭大型ビジョンなどでの周知を通して浸透を図っており、自治会や企業、商店街、小中学校などを中心に宣言団体が増えている。</p> <p>■今後は、公共交通機関へ広告を掲載するほか、市内各所のふれあい掲示板に「長崎やさしいまち宣言」のポスターを掲示するなど、一層の浸透を図っていく。</p> <p>■また、医療従事者への感謝とエールの気持ちを言葉にして寄せていただく「感謝とエールをおくろう！やさしいまち長崎」にも取り組んでおり、小中学生からいただいたメッセージを、浜町アーケードの掲示板のほか、医療従事者に直接思いを届けることができるよう、みなとメディカルセンターにも掲示している。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症拡大による人権侵害については、これまでに、広報ながさき2月号への人権問題特集号の折り込み、市ホームページ、テレビ、講座などを通して人権啓発を継続しているとともに、令和2年10月から本館1階で毎月人権相談窓口を開設している。</p> <p>■今後は、新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害に関するリーフレットを作成し、医療従事者等への誹謗中傷が人権侵害であることをしっかりと啓発することとしている。</p>

番号	要望等の要旨	方向性等
17	<p>2 回目要望</p> <p>4 医療機関及び医療従事者への支援策について</p> <p>(2) コロナ病床の医療従事者や救急搬送従事者へのPCR検査を継続的に実施すること。</p>	<p>■コロナ病床のある病院においては、基本的な院内感染対策が徹底して実施されており、また、医療従事者への感染の可能性が生じた場合には、その病院において検査がなされている。</p> <p>また、迅速かつ簡易な新型コロナウイルスの検査が可能である抗原検査キットを医療機関へ配布するための補正予算を2月議会に計上している。なお、クラスターが発生する恐れがある、又は発生した場合には、国の通知に基づき、一斉、定期的な検査を実施するなど、速やかな感染拡大防止の対応を行っている。</p> <p>■救急搬送に従事した職員については、接触の度合いにより必要に応じて検査を実施している。</p>
18	<p>2 回目要望</p> <p>4 医療機関及び医療従事者への支援策について</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている拠点病院の病床確保の観点から、回復した患者の円滑な転院のため、受入れ先の医療機関に対する支援策を検討すること。</p>	<p>■令和3年1月25日付けで長崎市長名で市内の各医療機関へ発出した「長崎市の医療機関に対する協力要請」において、コロナ専用病床を少しでも多く確保するため、コロナの症状は回復しているがその後も入院加療を必要とする患者の受け入れ等の検討について、各医療機関に協力を要請している。</p> <p>■感染拡大時におけるコロナ病床の確保は喫緊の課題であり、転院促進のための支援は有効な手段であるため、長崎医療圏の市町と協力して、必要な支援策を講じるための補正予算を2月議会に計上している。</p>